

# 中野マフォーラム

2012 / JANUARY

中野公認会計士事務所

通

春

頭  
所  
感

## 現場主義を徹底するために

所長 公認会計士 中野 雄介

現場主義は日本企業の得意とするところで、その徹底のための環境が今、本当に企業の中に整っているのだろうか。

高度成長からバブル期にかけての終身雇用や年功序列、改善活動などに代表される日本流の経営方式は、一時これこそが日本の強さの真髄であるとまで言われた。

しかし、バブル崩壊後、新しいパラダイムを構築しようともがき続ける中、日本流のやり方が否定され、アメリカ流の市場中心主義、トップダウンがもてはやされて、成果主義の導入など大きく舵を切った企業もあった。もちろん、現場主義が万能ではないが、一定の条件が整えば、現場主義の徹底が管理コストや環境変化へのスピーディーな対応の面から有益なものとなる。

**現場主義徹底への前提**

現場主義が徹底されるためには、  
 ①各社員の能力が一定レベル以上であること  
 ②個人の能力が発揮できる場が保障されること  
 ③各社員が帰属意識と使命感をもつこと  
 以上の3点が前提になければならない。  
 各社員の能力が一定レベル以上でなければ

現場主義と言つても混乱するだけで、上から指示がなければ機能しないことは言うまでもない。

しかし、個人の能力が高くてもそれを發揮できる場がなければ宝の持ち腐れであるし、モチベーションも高まらない。

個人の能力とその能力を發揮する場が整つて初めて現場主義が可能になるわけだが、その二つだけでは十分ではない。能力がありそれが發揮する場が用意されたとしても、誰もがその場で最大限自己の能力を發揮するとは限らないし、もし、最大限に発揮したとしても個々ならば組織として活動する意味がなくなってしまう。

現場主義が徹底されるためには、ただやみくもに権限を現場に委譲してトップは何もしなくていいと言うわけではない。その企業あるいは組織が存立するための、組織にあつた経営理念や経営方針があり、その実践のための支柱としての役割がトップにはあり、また、大局的観點から企業全体の進むべき方向を示すのもトップの仕事だろう。

しかし、現場主義とは言うものの「現場のことはわからないから現場で判断すればそれでいい」と丸投げ方式の果てに経営の力の

及ばない聖域となってしまうケースや、業務可視化のために膨大な管理データに振り回され、管理至上主義とも言うような体制になり、箸の上げ下げまで指示された揚句、責任は現場と言うようなケースもあるのではない。

局誰も責任を取らない組織、逆に組織の目的ばかりが前面に出て、個人の能力が十分に發揮できず人材を大切にしない組織ではどちらも生産効率はあがらないだろう。

オープンでフラット、風通しはいいが、結局誰も責任を取らない組織、逆に組織の目的ばかりが前面に出て、個人の能力が十分に發揮できず人材を大切にしない組織ではどちらも生産効率はあがらないだろう。

### 今こそ帰属意識と使命感の醸成を

真の現場主義を実現し実績を上げていくためには、各社員がその組織の一員である誇りと、各自がやるべきことをよく分かり自分が組織を支えている意識、すなわち帰属意識と使命感を持つことが必要である。逆に言うと、帰属意識と使命感が強ければ、個々の能力が少々低くとも現場主義は機能するのである。

ところが、帰属意識や使命感は一朝一夕に持てるものではなく、時間をかけて徐々に醸成されるものであり、ルールやマニュアルを作ればそれで事足りるものでもなければ、契約や金銭的なインセンティブで縛ればいいと言ふものでもない。

また、その帰属意識や使命感は一時的なものであつてはならない。継続的に維持されなければ、折角醸成されたその意識はあつといふ間になくなってしまうのも事実である。まさに築城3年落城3日となってしまう。

この帰属意識と使命感の醸成を怠り現場主

義の根づいていない組織が、変化への対応に苦労しているように思う。

現場主義が根づかない原因の一つとしてスピード経営の間違った認識があるよう思う。今までの常識が通用しない、技術革新のスピード、グローバルでの新興国の目ざましく発展する現状では、環境の変化に素早く対応しなければ生き残れないと言つてわかる。

しかし、現状を打破するために、所謂V字回復などという特効薬があるかのごとく、 急に事を押し進めることこそが時代に応じたスピード経営であるとの錯覚があるのでないか。

確かにすぐにやるべきことは沢山ある。しかしそのための体制ができていない中でスピードばかりを求めてもかえつて組織は疲弊するだけであるし、スピードを求めるが故に帰属意識や使命感を減退させるようでは、いくらスピード経営とはいえ、むしろマイナスになってしまふこともある。

例えば、日々の人材育成や研究開発がなされていない企業が急にスピードだけを求めても対応できないし、急激な人員削減だけ実行してそのフォローやケアがなければ、経営成績は回復してもその後の継続的成長は期待できなくなるだろう。

現場が生き生きと自立的に動ける環境を整えるべく、企業の基礎力である帰属意識と使命感の醸成は、どんな状況にあつても地道に時間をかけてやるべきことであり、むしろ不況の時こそこれらに力を入れて組織の総合力を結集するときである。

## 税務コーナー

# 金地金等の売却による 譲渡益の申告

円高、株価低迷の中、金・プラチナの相場は年々上昇しており、市中では「金・プラチナ高価買取中」の看板をよく見かけ、まさに金投資ブームとなっております。

そんな中、つきものなのが税金のお話で、国税庁のまとめによると平成22年7月から平成23年6月までに行なった税務調査で金地金等の売却による譲渡益の申告漏れが962件、総額61億円にのぼったとのことです。

そこで今回は、個人が金地金等の譲渡を行なった場合の課税関係について説明します。

## 1. 個人が金地金等を 譲渡した場合の税金

個人が所有する金地金等を売却した場合には、原則、譲渡所得として所得税が課税されますが、譲渡所得の金額は、下記のように計算します。

### (1) 所有期間が5年を超える場合

- ・売却価額 - (取得価額 + 売却費用) = 金地金等の譲渡益
- ・(金地金等の譲渡益 ± 他の総合課税の譲渡損益)
- 特別控除額 (50万円) = 譲渡所得金額
- ・譲渡所得金額 × 1 / 2 = 課税される譲渡所得金額

### (2) 所有期間が5年以下の場合

- ・売却価額 - (取得価額 + 売却費用) = 金地金等の譲渡益
- ・(金地金等の譲渡益 ± 他の総合課税の譲渡損益)
- 特別控除額 (50万円) = 課税される譲渡所得金額

※上記譲渡益の合計額が50万円以下のときは、その合計額までしか控除できません。

また、(1)と(2)の両方の譲渡益がある場合には、

両方合わせて50万円が限度で、(2)の譲渡益から先に控除します。

個人が営利を目的として継続的に金地金等の売買を行なった場合には、その実態により事業所得又は雑所得になります。

そして、これらの所得は給与所得、配当所得等（分離課税になる所得を除く。）と合計して超過累進税率を乗じて所得税を計算（総合課税）します。

また、総合課税される譲渡所得の対象となるものには、「ゴルフ会員権」や「書画、骨とうなど（一定の額を超えるものに限る）」などがあります。

## 2. 金地金等の譲渡対価の 支払調書提出の義務化

金地金等の取扱業者は、平成24年1月1日以後に金地金等の買取りを行なった場合には、その支払が確定した日の属する月の翌月末日までに、下記の事項を記載した支払調書を、税務署へ提出することになりました。（課税庁が売却事実を把握するためのものです）

### <記載事項>

- ・支払いを受ける者（売却した者）の住所及び氏名
- ・金地金等の種類、重量、数量
- ・支払金額、支払確定年月日

なお、この支払調書は売却金額が200万円を超える金地金等の譲渡が対象になります。

金地金等の譲渡益の申告漏れに課税庁は非常に注目しております、事後に指摘を受けた場合には、余計な税金を支払うことになります。その様なことのないように、金地金等を売却された方は売却・購入した時の書類を整理・保管し、期限内に申告をお済ませください。

詳細につきましては、担当者まで

（税理士 足立祥吾）

**論壇**

# 「日本は立ち上がるか」

京都大学大学院  
人間・環境学研究科教授

中西 輝政

## I. 世界の現状

東北大震災後の日本の景気は、ここにきてやつと大企業の製造業が復興需要により、わずかですが上向き傾向です。しかし、阪神大震災に比べ立ち直りが非常に遅い。さらに、深刻になつてているユーロ危機が、アメリカをはじめとして世界に波及すれば日本の復興はさらに遠のきます。まず、復興を遅らせる要因となりそうな世界の現状について、お伝えしたいと思います。

### ◇ヨーロッパの状況

ギリシャの財政破綻は確定的で、国家としてデフォルト（債務不履行）状態です。そのギリシャの国債を、ドイツ・フランスの大手銀行が大量に引き受けているためギリシャが破綻すれば、リーマンショックのヨーロッパ版が起ること懸念されています。

もともと、ギリシャがユーロに加入したことは自体無理があつたのですが、ドイツは自国の工業製品のマーケットとしてギリシャを囲い込むことにより、さらにイタリアやスペインをもドイツ自国の利権を確保する目的で加入を勧めた経緯があります。

ユーロ発足当時、加入の条件として国家予算に占める赤字幅が、GDP比3%以下でなければならぬといつものでした。これは、相当厳しいものです。今の日本では、財政赤

字を補填するため約40兆円の国債を毎年出していますが、日本のGDPが480兆円ぐら

いですから10%近い赤字財政です。現状では、日本ですら加入条件はクリアできません。

しかし、ギリシャやイタリアはユーロに加入できました。眞実は、粉飾経理や経理操作により加入条件に合致させていたのです。

### ◇アメリカの状況

オバマ政権は、リーマンショック後、景気刺激策をはかつていて公共事業だらけです。しかし、民間企業は収縮しています。また、オバマ政権は、5年間で輸出を倍増させる公約を掲げましたが、これがはかばかしくない。金融マネーレース経済に走っていたアメリカが、急に物作り大国に向転換できるはずがないません。

そこで、輸出を増やすためドル安にして、為替操作で競争力を發揮しようとしています。そして、昔のおいしい味が忘れられないのか、半分は金融経済を主にしたものにまた戻っています。ですからアメリカは、非常に不健全な経済体質になり始めています。

### ◇中国の状況

EUにとって最大の輸出先は中国で、また、

中国にとっても最大の輸入先はEUという関係です。このような関係の中、ここに来て中國の景気が激しく悪くなっています。上海などの大都市でも目抜き通りを一步、裏道

に入れば幽靈建設現場があちこちにあり、手付かずの状況です。それから何をおいても、日本から中国に対する建設機械や工作機械の輸出が減っています。これは、中国のバブルはすでに破裂したという証です。後は、どれくらいのタイムラグで表面化するかです。さらに中国の場合は、インフレが進行しています。中国政府発表の統計数値でも、食料品が毎月8%値上がりしております。庶民の不満は積もつてます。政府のサイバーポリスにより庶民の生活を直撃しています。

このようないい体制でも経済的に「豊かさ」を導いてきた政府であれば国民は受け入れています。しかし長い目で見れば、中国は大変です。

中国のインフレ指標を見て、今後の政治情勢を占えます。今、中国では1年間でだいたい20万件の暴動が起こっていると言われます。インフレの進行で、経済がおかしくなればさらに増加すると思われ、中国の周辺部から体制が崩れています。しかし、来年には首脳部が胡錦濤体制から習近平体制へと、軍部を掌握できる指導者に転換し体制の引き締めにかかるものと

### ②外交・防衛問題

日本の周辺には領土問題として、北方領土・竹島・尖閣列島の問題があります。北方領土

に関しては、ロシアが艦艇の配備や大統領の視察など実効支配を強めており、竹島については、戦後直後に「李承晩ライン」の策定に際して、韓国領土の一部に組み込まれてしまい既成事実化してしまっています。

また、中国に對しては、尖閣列島周辺で中国船籍の漁船による領海侵犯や、中国軍ジェット戦闘機の日本領空圏への接近が繰り返されている状況です。現状、尖閣列島周辺では、海上保安庁の巡視艇が警備しており、さらには沖縄の那覇航空自衛隊基地から、毎日朝夕2回、P-3C哨戒機が空から偵察をしています。

しかし、プロペラ機のP-3Cは、戦闘装備を持たない哨戒機ですから、中国のジェット戦闘機が空対空ミサイルを、発射すれば50kmぐらいの射程なら確実に落されてしまいます。もし、この周辺で対中武力衝突を避けようとするのであれば、P-3Cの巡回を中止するか、あるいは自衛隊のF-15戦闘機を護衛機としてP-3Cにつけて制空権を確保するかです。

## II. 三つの国難

以上のような世界情勢の中、今回の東北大震災が発生したのですが、発生したタイミングが非常に悪いというのが第一印象でした。

震災からの復興そのものも大変なことです。日本には震災を上回る国難と言える問題が三つあります。

政権交代して、二大政党による政治運営がやつとうまくいくとの期待があつたが、民主党になつてもつと悪くなつている状況です。

東北大震災後、福島原発の周辺20km圏内の住民がまだ戻れない、こういった状況が1年経過する時点でもまだ、見通しがつかないようであれば民主党に対する支持率は、さらに低下する一方です。考え方の異なる政治家が、選挙や政局のためだけに同じ政党内にいては、政策が成立するわけがありません。

民主党内でも自民党内でも同じことが言えます。政界再編が必要です。



## 会計コーナー

### 会計不正が生じる環境

会計不正（いわゆる粉飾）は、まず、会計不正をしたいという「動機」があり、次に、会計不正ができる「機会」があり、そしてその行為を正当化しようとする「企業風土」が揃うと生じる可能性が高くなると考えられます。

### 動機・プレッシャー

経済状況や企業が属する産業・事業環境が次のような状態にある場合には少しでも業績を良く見せようとする動機が生じます。

- ①利益の減少を招くような過度の競争がある
- ②市場が飽和状態にある
- ③技術革新、製品陳腐化、利子率等の急激な変化・変動に十分に対応できない
- ④顧客の需要が著しく減少している
- ⑤企業の属する産業もしくは経済全体に経営破綻が増加している
- ⑥経営破綻・担保権の実行又は敵対的買収を招く原因となる営業損失が存在する

以上のような経営環境の中で、業績に次のような特徴がある場合には、会計不正が生じている可能性が高いと考えられます。

- 利益が計上されている、または利益が増加しているにもかかわらず、営業活動からキャッシュ・フローを生み出すことができない
- 同業他社と比較した場合、急激な成長又は異常な高収益がみられる

新たな会計基準、法令又は規制が導入される時には資産の評価損や新たな費用・損失が発生するなど、業績に大きな影響が生じることから、金融商品会計基準導入時のいわゆる「飛ばし」のような会計操作を行おうとする動機が生じやすいと考えられます。

また、このような損失隠しは、いつか精算する必要があるため、さらに新たな会計不正へつながります。あるいは株主・債権者などの利害関係者からのプレッシャーにより、業績を良く見せようとしていることもあり、企業目標として、過大なノルマを課している場合等、企業内部の政策により不正を誘発することもあります。

そして、企業の業績が経営者や監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性があったり、企業の債務を個人的に保証している場合やストック・オプション等インセンティブ・プランが過度に影響を及ぼす場合にも会計不正を誘発することがあります。

### 機会・チャンス

業界や事業内容に次のような特徴がある場合、会計不正が生じやすいと考えられます。

- ①通常の取引過程から外れた重要な関連当事者との取引がある
- ②仕入先や得意先等に対し、不適切な条件を強制できるような財務上の強い影響力を有している
- ③主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りがある

- ④重要性のある異常な取引、極めて複雑な取引、実質的判断が特に困難な期末日近くの取引が存在する
- ⑤事業環境や文化の異なる国又は地域で重要な事業が実施されている
- ⑥明確な事業上の合理性があるとは考えられない仲介手段を利用している
- ⑦租税回避地域において、明確な事業上の合理性があるとは考えられない巨額の銀行口座や子会社もしくは支店が存在する  
また、経営が少数の者により支配され統制がないような場合や経営者や監査役が頻繁に交代する等、組織構造が不安定な場合にも会計不正が生じることがあります。
- また、内部統制に次のような不備がある場合、会計不正が生じやすくなります。
  - ①内部統制（ITにより自動化された内部統制を含む。）に対して十分な監視活動が行われていない
  - ②従業員の転出入率が高くなっている
  - ③十分な能力をもたない経理、内部監査もしくはITの担当者を採用している
  - ④内部統制が不充分で、会計システムや情報システムが有効でない

### 不正を誘発しやすい企業風土

次のように、会計不正を正当化し容認する企業風土のもとでは、会計不正を誘発すると考えられます。

- ①経営者が、経営理念や企業倫理の伝達・実践を効果的に行っていない。むしろ不適切な経営理念や企業倫理が伝達されている
- ②財務・経理担当以外の経営者が、会計方針の選択又は重要な見積りの決定に過度に介入している
- ③過去において法令等に関する違反があった又は不正や法令等に関する違反により企業、経営者もしくは監査役等が損害賠償請求を受けた事実がある
- ④経営者が株価や利益傾向を維持することや増大させることに過剰な関心を示している
- ⑤経営者が投資家、債権者その他の第三者に非現実的な業績の達成を確約している
- ⑥内部統制における重要な不備を発見しても適時に是正しない
- ⑦不当に税金を最小限とすることに関心がある
- ⑧経営者のモラルが低い
- ⑨オーナー経営者が個人の取引と企業の取引を混同している
- ⑩非公開企業において株主間紛争が存在する
- ⑪重要性のないことを根拠に、不適切な会計処理を正当化する

### まとめ

会計不正を生じさせるような動機やチャンスを減少させることは必要ですが、経営者や幹部職員が経営理念や企業倫理の伝達と実践を効果的に行うことにより、適切な社風を醸成することが、会計不正の防止により大きな効果があると考えられます。

（公認会計士 和田 司）

## 広がる法教育

### 1はじめに

法教育が広がりを見せていました。法務省は平成16年法教育研究会の報告書を発表し、法教育が必要不可欠になつたとして、これを普及・発展させていく方向性を指示しました。その後いろいろな試みがなされました。平成22年9月には「法と教育」学会が設立され、平成25年度の入学生から実施される新高等学校学習指導要領には、「法」が独立の項目として明示されました。

そこで、法教育とはどんなものか、どのような試みがなされているかについて、簡単にご紹介します。

### 2 法教育とは

法教育というのは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になつていていたり、法的なものの考え方を身に付けるための教育」とされ、「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識づける社

会参加型の教育であることに大きな特色がある」とされています。

現代の社会では、自由な活動範囲が広がることに備え、予め紛争を防止し、紛争が発生した場合には法に基づいて公正な紛争解決を行うことが要請されています。そのためには、

国民一人一人が法や司法を身近なものとして感じる事が大切です。

また、たとえば平成21年5月から実施されている裁判員制度や、最近注目されている検察審査会のことを考えても、国民が司法制度の運営に直接関与する機会が増え、その重要性が増してきました。

したがって、国民一人一人が司法に能動的に参加していく気持ちを持つことが必要な時代になりました。

そのようなところから、子供達が自由で公正な社会の担い手となるために、欠くことのできない資質を養成していくことが求められており、法教育の普及・発展を図ることの重要性が指摘されるようになりました。また、学校教育以外のところで、社会人に対する生涯教育の一環として、法教育が必要とされるようになります。

### 3 具体的な実践

しかし、具体的にどのような内容の教育に

するのか、そのための教材はどうするのか、教育の担い手をどのように養成していくのか、

いまだ暗中模索の状態のようです。特に、社

会人を対象とした法教育についてはその必要性が指摘されている段階と思われます。

最高裁、法務省ともに法教育の実践に積極的姿勢を示していますが、弁護士会の関与は必要不可欠です。たとえば、弁護士会が学校から講師の派遣を求められることもあり得るわけで、それに応えられるだけの力を備えることが必要とされています。

日弁連は「市民のための法教育委員会」を設置し、様々な活動を始めています。法教育に関する本「はじめての法教育」を出版したり、高校生の模擬裁判選手権を行ったり(平成19年に第1回が行われ、その後毎年1回開催されています)、小学生向けの模擬授業を行つたことなどがその例です。

また、各地の弁護士会で、模擬裁判や「ジュニア・ロースクール」を開くなどの活動を開始しています。

法科大学院でも、自主的な課外活動として、小中学校や高等学校で法に関する授業を行つてゐる東京大学の事例も報じられています(「近い将来に正規の授業科目(演習を)に『法教育』を取り込むことを計画している」という教授もあるようです)。(弁護士 安木 健)

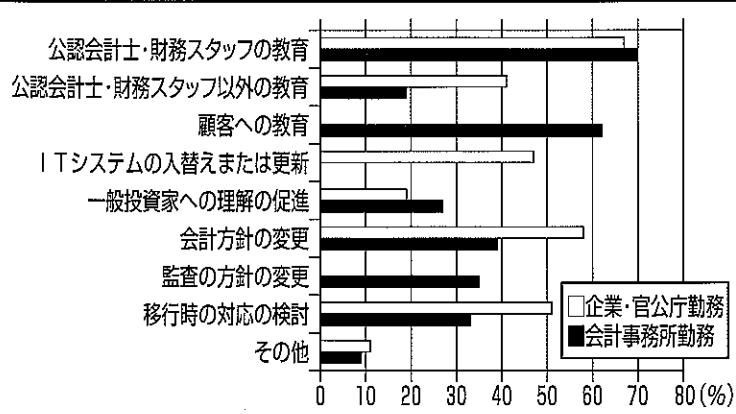
### 情報データー

#### 「IFRS適用への挑戦」

米国公認会計士協会は2011年4月から5月にかけて、会計事務所で監査業務を行う公認会計士及び企業・官公庁等に勤務する公認会計士を対象に、IFRS(国際会計基準)適用に向けての準備について調査を行った。

「IFRSの適用に向けて、あなたの勤務する会社・所属団体が実施している、または今後実施する予定である最大の取組みは何ですか?」という質問に対し、回答は右表の通りである。

(公認会計士 土屋まり)



【出典: JOURNAL OF ACCOUNTANCY 2011年8月号】

## 正チケットにみる お国柄

(8)

### 「ユニケーション・コンサルタント 松尾 梅子

## 社会の変化とマナー

19世紀末に、英國の中流階級の間で、子女をイスの「フィニシングスクール」に留学させることが流行した。当時のヨーロッパでは、セキュリティーが万全で、英國からの送金も確実であったのは、永世中立国スイスであった。確かに上流階級のマナーを学ばせた後、母国の没落貴族に嫁がせるのが富裕層の親達の夢であった。

### アメリカで流行「グッドマナー学」

他方、21世紀の米国では、ビジネススクールで「ライフケン」としての「グッドマ

ナー」を学ぶことが流行している。「ライフスキル」とは、対人関係をうまくこなすためのノウハウを意味する

いくら高学歴でも、社会常識のない若者が増えているためである。就職の面談時には、どのような服装で、どのようにあいさつすべきか。興味深いのは、女性の上司に招待された場合、部下男性の行儀はどうあるべきか、などをきめ細かく指導していることである。採用前に企業幹部が食事を共にして、テーブルマナーを観察する場合もあるらしい。

### 伝統的な西洋社会のマナーにもとづくと、

この考え方を住民に話すと、高齢者は話に乗っていません。そこで説得相手を高校生に変え、高校生によるサツマイモ作りが始まりました。楽しそうにサツマイモ作りをする姿を見た住民が少しずつ参加し、最後は村民全員参加でサツマイモ作りが始まりました。次にサツマイモから焼酎「やねだん」を作り、10年目で収益が500万円に。そして住民にボーナスを支給するまでに至りました。

「やねだん」は、人口約300人。うち65歳以上が4割。さびれゆく過疎集落でしたが、約10年で地域再生のお手本として全国から注目される集落に変貌しました。

自治公民館長である豊重さんが危機意識から地域再生を決意し、進めたのは「行政に頼らない地域再生、自主財源の確保」でした。まず休耕地でさつまいもを育て、そこで得た利益を自主財源にしようと考えられました。

### 発行所

#### 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL (075) 431-4361(代)  
FAX (075) 431-4365  
(IP) 050-3802-2668  
(HP) <http://www.nakano-cpa.com>

発行人 中野 雄介

《表紙写真》

松尾大社「曲水の庭」(重森三玲作)

会食では、男性は常に右席の女性へのサービスを心がけねばならない。会話はまず右席の女性と始めること。いくら魅力的でも、左席の女性を優先してはならない。

中世の昔、騎士は常に貴婦人の左側に立ち、いざとなると腰の左側に差した剣を抜いて右側の貴婦人を守るものとされたためである。

レストランでは、男性が先導して安全を確かめ、女性は後に続くのがグッドマナーとされた。しかし、今日の企業社会では、女性の上司が顧客や部下の男性を食事に招くこともある。

筆者が今夏ニューヨークで目撃したのだが、マンハッタンのレストランで、経営幹部らしき三十代女性が部下らしい男性二人とクライアントらしい中年男性一人を従えてレストランに入ってきた。四角いテーブルの角を隔てて女性の右側にクライアント男性が座り、女

性の対面と左席には部下男性が座った。食事が終わる頃、女性はさりげなく席を立ち、会計を済ませて戻った。その間男性たちは座つたままでおしゃべりを続けた。30年前のアメリカでは、見ることがなかつた光景である。

マナーの元祖と日本の転換期

ドイツのマナーの元祖といえば、「良きマナー」という教授本を著したクニッゲ男爵で、今日でも「クニッゲ」といえば、「行儀作法」の代名詞とされる。クニッゲは、「マナーが必要となるのは、様々な身分や階層の人間が一堂に交わる時代である」と言つてゐる。

クニッゲ男爵のマナー本が出版されたのは1788年。フランス革命勃発(1789年)の前年で、まさにヨーロッパが貴族社会から中産階級社会へ転換する時であった。

今日、日本でマナー塾が流行しているのは、ひょっとすると、日本社会が一つの「転換期」を迎えていたためなのかも知れない。

## 「焼酎」と事業経営

お酒が美味しいシーズン。ご紹介するのは鹿児島県鹿屋市柳谷地区通称「やねだん」で造られた芋焼酎にまつわる話です。

「やねだん」は、人口約300人。うち65歳以上が4割。さびれゆく過疎集落でしたが、約10年で地域再生のお手本として全国から注目される集落に変貌しました。

自治公民館長である豊重さんが危機意識から地域再生を決意し、進めたのは「行政に頼らない地域再生、自主財源の確保」でした。まず休耕地でさつまいもを育て、そこで得た利益を自主財源にしようと考えられました。

●地域再生にリーダーは不可欠。リーダーは地域を担う「覚悟」と、率先して汗を流す「行動力」さえあればその資格がある。

●自治活動は「楽しさ、感動」がないと続か

ります。

●住民総参加の素地を作る手法は子供の興味をくすぐること。すると親、祖父母が動く。

●集落の宝は人。人を動かすのは感動。行政の掛け声や補助金では動かない。

こうした「やねだん」の取り組みは事業経営にも通じるものがあるのではないでしょうか。真のリーダーシップが何であるか教えてくれています。すなわち、従業員等との付き合い方、経営者が「あるべき姿」を明確に打ち出す必要性、そして実現に向けての「経営戦略」の取り組み方など、地域経営も事業経営も本質的なところは同じだと思います。参考にすべきところです。

酒呑童子